

長久手市における都市計画法等の制限の概要について(R5.8.22時点)

項目	摘要
都市計画区域	長久手市は、全域が名古屋都市計画区域内です。
区域区分	当初線引きは、昭和45年11月24日であり、以後、市内全域は、市街化区域、市街化調整区域のいずれかに線引きされています。
用途地域	市内では、市街化区域において、9種類の用途地域が指定されています。
建蔽率／容積率	用途地域により異なります。都市計画総括図をご覧ください。 なお、詳細については、市都市計画課に確認ください。
高さ制限	用途地域による絶対高さ制限（10m）（第一種低層住居専用地域のみ） 高度地区の指定はありません。
地区計画	市内で10箇所の地区計画があります。 詳細については、地区計画のページをご覧ください。
建築協定	市内で建築協定はありません。
建築規約	ふじみヶ丘団地、東山団地、片平団地にて建築行為をする場合、自治会長へ事前連絡が必要です。
防火地域	戸田谷再開発地区計画の区域の内外において防火地域が指定されています。
準防火地域	市内の近隣商業地域及び準住居地域の一部の区域には、準防火地域が指定されています。 なお、市内のそれ以外の区域は、建築基準法22条区域に指定されています。
区画整理	市内で施行中の地区は、下山（組合施行）です。
都市計画道路	都市計画道路の区域内で建築行為をする場合、都市計画法53条の許可が必要です。
生産緑地	市内では、生産緑地が12団地指定されています。位置については、都市計画総括図をご覧ください。 なお、詳細については、市都市計画課に確認ください。
長久手市建築指導基準	市内で建築行為をする場合に、守っていただきたい事項について記載しています。
長久手市美しいまちづくり条例	市内で、6戸以上の共同住宅、店舗、事務所等を建築する場合、市と緑地の面積、駐車場の台数等について、事前に協議する必要があります。詳細は、美しいまちづくり条例のページをご覧ください。